

学位授与機構ニュース

National Institution for Academic Degrees

第 10 号

平成 9 年 4 月発行



★設置から5年を経過し、現在までの業務内容等をまとめた『学位授与機構5年間の歩み』

目	次
◆学位の申請・授与等の状況	○刊行物案内 7
○認定課程修了者の博士の学位授与状況 2	○名誉教授の称号授与 8
○水産大学校本科の改組 2	○人事異動 8
○認定課程修了者の学士の学位授与状況 2	◆リージェント大学、ロンドン大学より来訪者 9
○専攻科認定状況 3	◆退任に寄せて 黒羽 亮一 10
○防衛大学校総合安全保障研究科の認定 4	◆学位授与機構の構想についての提言⑩
○修得単位の審査基準の策定 4	○平成3年2月 学位授与機関創設調査委員会
◆機構の窓	「学位授与機構の構想の概要について」
○会議の開催状況 5	ー抜粋ー(2-2)学位授与機構の業務、
○「学位授与機構5年間の歩み」刊行 6	組織・運営 11
○「新しい学士への途ー平成9年度版ー」	ー学位授与機構教職員ー 15
を発行 6	ー平成9年度学位授与機構審査スケジュールー
○平成9年度学士の学位授与申請受付期間及び 16
試験日程 7	



学位の申請・授与等の状況



○15人に博士の学位を授与

－大学院博士課程相当の課程修了者－

平成8年10月に博士の学位授与申請のあった防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者15人について、医学・薬学専門委員会医学部会での論文審査及び試験の結果に基づき、平成9年1月27日(月)開催の審査会で審査の結果、15人全員に博士(医学)の学位の授与が決定され、去る2月25日(火)に学位記授与式が行われました。引き続き田中機構長より、学位授与者に対しお祝いと温かい激励の言葉がおくられました。

<博士(医学)の学位授与申請者及び授与者数>

認定課程名	専攻分野	申請者数及び授与者数
防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	医学	15人

○水産大学校本科の改組

平成8年9月水産大学校長から、大学の学部に対応する教育を行う課程について、平成9年4月から学科改組を行う旨通知があり、再審査を行うこととして、平成8年11月開催の審査会に審査を付託しました。審査会では、教育課程、教員組織等の審査を関係の専門委員会に託しました。

専門委員会による審査の結果は、平成9年1月27日(月)の審査会に報告され、審査の結果、変更計画については大学の学部課程の水準にあると認め機構長に報告、機構長は平成9年3月に水産大学校長にその旨通知しました。

なお、平成11年度から学生を受け入れる1学科については平成10年度に再審査を実施する予定です。

<水産大学校の認定課程の変更の概要>

旧(現行)	新(9.4変更後)													
<table border="1"> <thead> <tr><th>学科名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>教養学科</td></tr> <tr><td>漁業学科</td></tr> <tr><td>機関学科</td></tr> <tr><td>製造学科</td></tr> <tr><td>増殖学科</td></tr> </tbody> </table>	学科名	教養学科	漁業学科	機関学科	製造学科	増殖学科	⇒	<table border="1"> <thead> <tr><th>学科名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>水産情報経営学科</td></tr> <tr><td>海洋生産管理学科</td></tr> <tr><td>海洋機械工学科</td></tr> <tr><td>食品化学科</td></tr> <tr><td>食物生産学科</td></tr> </tbody> </table>	学科名	水産情報経営学科	海洋生産管理学科	海洋機械工学科	食品化学科	食物生産学科
学科名														
教養学科														
漁業学科														
機関学科														
製造学科														
増殖学科														
学科名														
水産情報経営学科														
海洋生産管理学科														
海洋機械工学科														
食品化学科														
食物生産学科														

注) 水産情報経営学科については平成11年4月から学生受け入れ。

○学部相当の課程修了者

942人に学士の学位を授与

大学の学部に対応する教育を行う課程として認定された課程の平成9年3月修了者942人から学士の学位授与の申請があり、平成9年3月12日(水)開催の審査会で審査の結果、942人に学士の学位が授与されました。

<認定課程ごとの学士の学位授与申請者及び授与者数>

認定課程名	専攻分野	申請者数及び授与者数
防衛大学校本科	理学	32人
	工学	304
	社会科学	79
	計	415
防衛医科大学校医学教育部医学科	医学	61
水産大学校本科	水産学	149
海上保安大学校本科	海上保安	40
気象大学校大学部	理学	14
職業能力開発大学校長期課程	工学	263
合計		942人

○新たに19専攻を認定（平成9年度）

平成8年9月に、専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を設置者等から申出のあった専攻科の認定について、専攻科の教育課程、教員組織等の審査を付託された各専門委員会の審査の結果が審査会に報告されました。その報告に基づき、平成

9年1月27日(月)開催の審査会における審査の結果、次の15校19専攻を平成9年度から設定することが適当と認め機構長に報告、機構長はその旨専攻科の設置者等に通知いたしました。

また、平成9年4月1日付けの官報（第2107号）に公示されました。

<平成9年度認定専攻科一覧>

短期大学専攻科（12校12専攻）

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者
水戸短期大学専攻科	税経専攻	20人	2年	学校法人田中学園
新島学園女子短期大学専攻科	国際文化専攻	20	2	学校法人新島学園
秋草学園短期大学専攻科	幼児教育専攻	20	2	学校法人秋草学園
十文字学園女子短期大学専攻科	食物栄養専攻	5	2	学校法人十文字学園
青山学院女子短期大学専攻科	教養専攻	30	1	学校法人青山学院
昭和女子大学短期大学部専攻科	生活文化学専攻	10	1	学校法人昭和女子大学
常葉学園短期大学専攻科	保育専攻	20	2	学校法人常葉学園
名古屋柳城短期大学専攻科	保育専攻	15	2	学校法人柳城学院
聖母女学院短期大学専攻科	児童教育専攻	10	2	学校法人聖母女学院
岡山女子短期大学専攻科	食物栄養学専攻	10	1	学校法人原田学園
比治山女子短期大学専攻科	幼児教育専攻	10	1	学校法人比治山学園
鹿児島純心女子短期大学専攻科	食物栄養専攻	15	2	学校法人鹿児島純心女子学園
計		185人		

高等専門学校専攻科（3校7専攻）

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者
津山工業高等専門学校専攻科	機械・制御システム工学専攻	8人	2年	国
	電子・情報システム工学専攻	8		
宇部工業高等専門学校専攻科	生産システム工学専攻	12	2	国
	物質工学専攻	4		
佐世保工業高等専門学校専攻科	機械工学専攻	4	2	国
	電気電子工学専攻	8		
	物質工学専攻	4		
計		48人		

○防衛大学校総合安全保障研究科を認定

平成8年9月防衛大学校長から、大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として、平成9年4月から総合安全保障研究科の認定についての申出があり、平成8年11月開催の審査会に審査を付託しました。審査会では教育課程、教員組織等の審査を行う専門委員会として社会科学に関する特別専門委員会を指定、付託が行われました。

専門委員会による審査の結果は、平成9年1月27日(月)の審査会に報告され、審査の結果、大学院の修士課程と同等の水準にあると認め、機構長に報告、機構長は、平成9年3月に防衛大学校長に認定の通知をしました。

防衛大学校としては従来の理工学研究科(平成3年12月認定)に続く認定となります。

○「水産学」の修得単位の審査基準を策定

審査基準の作成されていなかった専攻分野「水産学」について水産学専門委員会で審議され、平成9年1月27日(月)の審査会に報告され、審議の結果、下記のとおり審査基準が策定されました。

これによりまだ審査基準が策定されていない専

攻分野としては、「商船学」を残すだけとなりました。なお、「水産学」の審査基準は「新しい学士への途—平成9年度版—」の追補として作成していますので、御希望の方は学位授与機構学務課まで御請求ください。

専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数(62単位以上)		専攻分野の名称
水産学	専門的科目(40単位以上)		水産学
	【A群(講義・演習科目)】(30単位以上)	左のA群の区分のうちから「水産学に関する総合的な科目」の区分を含み3区分以上にわたること	
	○水産学に関する総合的な科目 ○資源管理に関する科目 ○漁業学に関する科目 ○水産増養殖学に関する科目 ○水産化学・水産利用学に関する科目		
	【B群(実験・実習科目)】(4単位以上)	○水産学に関する実験・実習科目	
専門関連科目			
	◇農学に関する科目		

機 構 の 窓

○会議の開催状況

□評議員会

第12回 平成8年12月5日(木)

- 1) 機構長の任期について
- 2) 事業の実施状況等について
- 3) その他

第13回 平成9年3月11日(火)

- 1) 機構長の人事について
- 2) 名誉教授について
- 3) 事業の実施状況について
- 4) その他

□運営委員会

第20回 平成9年2月7日(金)

- 1) 機構長の人事について
- 2) 審査研究部長について
- 3) 客員教授について
- 4) 名誉教授について
- 5) 審査委員及び専門委員について
- 6) 規程の改正について
- 7) 事業の実施状況について
- 8) 運営委員会会長について
- 9) 運営委員について
- 10) その他

□審査会

第32回 平成8年11月11日(月)

- 1) 学位規則第6条第1項に規定する学士の学位授与の審査の付託について
- 2) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託について
- 3) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について
- 4) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定の審査の付託について
- 5) 防衛大学校研究科の増設に伴う審査の付託について
- 6) 水産大学校本科の改組に伴う再審査の付託について
- 7) その他

第33回 平成9年1月27日(月)

- 1) 学士の学位授与に係る修得単位の審査基準について
- 2) 学士の学位授与に係る審査について
- 3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
- 4) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定の可否について
- 5) 防衛大学校研究科の増設に伴う審査について
- 6) 水産大学校本科の改組に伴う再審査について
- 7) その他

第34回 平成9年3月12日(水)

- 1) 認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査について
- 2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請予定について
- 3) 教育の実施状況等の審査の日程について
- 4) その他

□専門委員会

1. 審査会からの付託により次の事項についての審査を11月から1月にかけて実施しました。

- ① 平成8年10月期の短期大学・高等専門学校卒業生等からの学士の学位授与申請
修得単位の審査
学修成果・試験の審査
- ② 認定課程修了者からの博士の学位授与申請
論文及び口頭試問の審査
- ③ 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定の申出
教育課程及び教員組織等の審査
- ④ 防衛大学校総合安全保障研究科の課程の認定の申出
教育課程及び教員組織等の審査
- ⑤ 水産大学校本科の改組に伴う再審査
教育課程及び教員組織等の審査

• 開催した専門委員会・部会	
文学・神学専門委員会	
(国語国文学部会)	2回
(英語・英米文学部会)	2回
(仏語・仏文学部会)	1回
(心理学部会)	2回
(宗教学部会)	2回
教育学専門委員会	2回
社会学専門委員会	
(社会学部会)	2回
(社会福祉学部会)	2回
教養・学芸専門委員会	2回
経済学・商学・経営学専門委員会	2回
法学・政治学専門委員会	2回
理学専門委員会	
(数学・情報系部会)	2回
(生物学系部会)	1回
医学・薬学専門委員会(医学部会)	1回
看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会	
(看護学部会)	2回
(検査技術科学部会)	2回
(放射線技術科学部会)	2回
(理学・作業療法学部会)	2回
(鍼灸学部会)	2回
家政学・栄養学専門委員会	
(栄養学部会)	2回
工学・芸術工学専門委員会	
(機械工学部会)	2回
(電気電子工学部会)	2回
(情報工学部会)	2回
(応用化学部会)	2回
(材料工学部会)	2回
(土木工学部会)	2回
(建築学部会)	2回
(造形工学・芸術工学部会)	1回
家政学・栄養学専門委員会	
(家政学部会)	2回
芸術学専門委員会	
(音楽部会)	2回
(美術部会)	2回
体育学専門委員会	1回
社会科学に関する特別専門委員会	2回
水産学専門委員会	2回

○「学位授与機構5年間の歩み」を刊行

学位授与機構では、昨年7月に学位授与機構が

創設5周年を迎えたことから、これまでの事業を振り返り、記録にとどめるものとして「学位授与機構5年間の歩み」(平成8年12月)を刊行しました。内容は、沿革・年表、本文、資料及び関連法規で構成されています。

本文の学位授与機構の創設と組織運営体制の章では、学位授与機構の創設に至る経緯と背景、学位授与機構の組織と運営体制、専門委員会について、また、学位の授与の章では短期大学・高等専門学校卒業者等にかかれた新しい学士取得の制度と、省庁大学校認定課程修了者に対する学位授与について、第三の調査研究と学習情報提供の章では、調査研究及び学習情報の収集・整理・提供について書かれています。

また、資料編として学位授与機構の組織運営図、今までの学位授与申請者・授与者数、専攻に係る修得単位の審査の基準、学位授与機構の認定した短大・高専の専攻科一覧、学位授与機構で発行している刊行物、学位授与機構の歴任者一覧を載せています。

この「5年間の歩み」は学位授与機構の評議員、運営委員、調査研究会委員、学習情報企画調査研究会委員、審査委員、審査研究部調査研究協力者をはじめ全国の国公立大学、国公立短期大学、国公立高等専門学校、機構認定省庁大学校及び同所轄省庁、放送大学学習センターの他、文部省等関係機関に配布しました。

○「新しい学士への途 —平成9年度版—」を発行

学位授与機構では、学士の学位授与の制度と申請方法等について説明した冊子として「新しい学士への途—平成9年度版—」及び「学位授与申請書類等—平成9年度—」を作成しました。

平成9年度に学士の学位授与の申請をされる方は、申請期間及び学位審査手数料等が変更になっていますので必ず取り寄せの上申請してください。

主な変更点

- ・申請の受付が郵送のみとなりました。
- ・申請の受付期間が4月期及び10月期とも7日までの受付期間となりました。(詳細は次頁参照)
- ・学位審査手数料が20,000円から21,000円に改定されました。
- ・専攻分野「美術」での学修成果として提出する写真が「2Lサイズ」に変更となりました。

○平成9年度の学士の学位授与の申請受付期間及び試験の日程について

申請の時期 の区分	受 付 期 間		試験の区分	試 験 場	試 験 日
4月期の申請	郵送	平成9年4月1日(火) から4月7日(月)(当日 消印有効)	小論文試験(注1)	東京又は大阪	平成9年6月22日(日)
			面接試験(注2)	東京	
10月期の申請	郵送	平成9年10月1日(水) から10月7日(火)(当日 消印有効)	小論文試験(注1)	東京又は大阪	平成9年12月21日(日)
			面接試験(注2)	東京	平成9年12月14日(日)

(注1) 面接試験対象者を除く

(注2) 専攻分野「芸術学」でレポート以外の学修成果を提出した者のみ

○学位授与機構の発行している刊行物について

学位授与機構では、学士の学位授与の申請のための冊子及び各種の学習の機会を提供するための冊子を毎年作成し、希望者からの請求により郵送しております。

請求の方法としては、角型2号の返信用封筒に返信用の郵便料金分の切手を貼付した封筒と必要とする冊子の名称及び部数を書いたメモを送付していただければお送りします。

なお、組み合わせて2冊以上希望の場合は合計した重量分の切手を貼付してください。

冊子等の名称	主 な 内 容	1冊の場合の 郵便料金	1冊の重さ
新しい学士への途 －平成9年度版－	短大・高専卒業者等からの学士の学位授与の制度と申請方法等を詳しく説明したもの	270円	180g
学位授与申請書類等 －平成9年度－	申請に必要な書類等のうち、学位授与機構が指定する書類及び封筒 〔学位授与機構に学士の申請を行う場合は当該年度のものを取り寄せて使用してください。〕	270円	120g
リーフレット	学位授与機構での学士の学位授与制度を簡略に説明したリーフレット	130円	30g
科目等履修生制度の開設 大学一覧 －平成9年度－	科目等履修生制度の開設大学、実施学部、申請時期、授業料などを掲載したもの	390円	390g
学位授与機構認定 短期大学・高等専門学校 専攻科一覧 －平成8年度－	基礎資格該当後の単位の一部として充当できる科目を開設する認定専攻科の案内	270円	220g

郵送先：〒226 横浜市緑区長津田町4259番地 学位授与機構 学務課まで

○名誉教授の称号授与

・名誉教授

平成9年4月1日付

黒羽亮一
平則夫

○人事異動

(機構長)

・任用更新

田中郁三 機構長
平成9.4.1～10.3.31

(研究教育職員)

・退職

平成9年3月31日付

停年退職 平則夫 審査研究部教授
辞職 黒羽亮一 審査研究部教授
辞職 池マリ 審査研究部助教授

・併任

<審査研究部長>

齋藤安俊 審査研究部教授
平成9.4.1～11.3.31

・採用

平成9年4月2日付

及川 洪 審査研究部教授
(前東北大学工学部長)

<客員教授>

井上祥平 東京理科大学教授
平成9.4.1～10.3.31

山崎美貴子 明治学院大学教授
平成9.4.1～10.3.31

(事務職員)

・転入

平成9年4月1日付

学務課課長補佐 伊藤 亘
(大学入試センター事業部事業第二課問題第1係長)

総務課会計係長 山口達也
(東京工業大学経理部経理課第1用度掛第1用度主任)

学務課学務第一係長 須田和昭
(文部省高等教育局私学部学校法人調査課運営調査係主任)

学務課学習支援係長 坂本行隆
(東京工業大学教務課第1教務掛第1教務主任)

総務課庶務係 内藤 聡
(文部省高等教育局大学課)

総務課会計係 大久保一博
(横浜国立大学経理部経理課出納係)

学務課学務第二係 原 和敬
(東京工業大学経理部経理課出納掛)

・転出

平成9年4月1日付

大学入試センター 高木得二
事業部事業第二課 (学務課課長補佐)
試験調査専門官

東京工業大学経理部経理課給与掛長 園和茂仁
(総務課会計係長)

文部省高等教育局私学部学校法人調査課指導係長 松本仁一
(学務課学務第一係長)

東京工業大学教務部厚生課専門職員 飯島正司
(学務課学習支援係長)

東京工業大学理学部経理係経理主任 高橋是光
(学務課学務第二係主任)

文部省高等教育局企画課大学設置事務室大学設置調査係 川村 篤
(総務課庶務係)

リージェント大学・ロンドン大学
より来訪者
森 利 枝 (審査研究部)

今年1・2月、学位授与機構では2人の外国からの訪問者を迎えた。1月26日から2月2日まで、米国リージェント大学副学長のポーラ・E・ペイノビッチ博士の来訪をうけ、2月15日から21日まで、英国ロンドン大学学外プログラム副部長のジュディス・C・ブルックス氏を迎えた。リージェント大学、ロンドン大学いずれも学外学位授与の機能を持っており、ペイノビッチ博士、ブルックス氏とも、当機構が、国際学術研究「英米における学外学位制度の仕組み、発展要因及び将来展望に関する比較的、実証的研究」のプロジェクトとして招聘したものである。

□ペイノビッチ博士の来訪

ペイノビッチ博士が学務担当副学長を務めるリージェント大学(Regents College)は、ニューヨーク州教育評議会(The University of the State of New York)に属する学外学位授与機関である。同大学は、米国において授業を行わずに評価のみによって学位を授与している3校の大学のうちの1校であり、学芸・看護・経営、テクノロジーの4分野で学士と準学士を授与してきた。また、昨年11月からは評価による学芸修士の授与も始められている。



ペイノビッチ博士は1月26日に来日。翌27日には、審査会後の浜松町東京會館において、リージェント大学の沿革と仕組みに関する研究・講演会が行われた。出席者は田中機構長をはじめとする機構全教官・管理部長ほか、審査会からそのまま出席された和栗副会長、小林委員に加えて國學院大学阿部教授、放送教育開発センター大塚教授、筑波大学清水助教授、長岡技術科学大学溝上助教授で、日米の非伝統的高等教育を比較する上でも有意義なものとなった。また講演の後も活発な意見交換がなされた。

続く28日には機構の館教授が同行して東京大学を訪れ、教育学部荻谷助教授、大学総合研究セン

ター橋本助手らと高等教育研究について懇談した。

翌29日から2月1日まで、博士は広島大学を訪れた。広島大学では教育学部に安原助教授を訪れ、さらに大学教育研究センターにおいても研究・講演会が行われた。講演会は同センターの有本センター長をはじめ多数の出席者を得て、ここでも闊達な質疑応答がなされた。1日に帰京、2日には機構での全日程を終えられた。

□ブルックス氏の来訪

ブルックス氏は、ロンドン大学学外プログラム(University of London External Programme)の副部長の職にある。ロンドン大学は学外学位制度の発祥の地であるとされており、したがって当機構としても、同大学の先例から学ぶものは多い。同プログラムで



は、学位試験を実施して、外部の学生にも、ロンドン大学での学位取得の途を開いている。授与されている学位は学芸学士、科学学士、法学士、神学士、音楽学士及び科学修士、法学修士に加えて研究学位であるM.Phil.とPh.D.と多岐にわたる。

ブルックス氏による研究・講演会は来日の翌々日の2月17日に機構そばのセミナープラザの一室で行われた。出席者は田中機構長をはじめとする機構全教官・管理部長のほか、本研究の研究協力者である広島大学安原助教授、放送教育開発センター大塚教授、筑波大学清水助教授、長岡技術科学大学溝上助教授で、140年になんなんとする歴史を持つ同大学学外プログラムに関して有意義な議論がなされた。翌18日は、放送教育開発センターを訪れた。坂元所長との面談の後、講演会がもたれ、これも盛会に終わった。その後センターの近藤教授からサテライトを用いた最先端の教育システムについての説明を受け、また、放送大学のスタジオで収録の様子を見学するなど日本の遠隔教育の実態を体験された。

19・20日には都内ブリティッシュ・カウンシルでの会合に参加され、21日、充実した旅程を終えて帰路につかれた。これら引き続き国際的行事から得られた知見をもとに、今後国際学術研究の内容の深化が期されるところである。

退任のご挨拶

黒羽 亮 一

私は3月末で学位授与機構教授を退職します。創設の平成3年7月に、とりあえず併任（当時は筑波大学勤務）として参加し、翌年4月から5年間、専任として在職したわけです。この間、田中郁三機構長のほか評議員・運営委員・審査会委員・同専門委員・各種研究協力者など延べにすれば400人を超す多数の先生方のご指導とご協力によってこそ、何とか職責をはたせたわけでありませう。それに対して熱い感謝の気持ちを述べさせていただきます。

この際、1、2の感想を述べさせていただきますと、第一は創設直前の事情に関係したことです。じつは創設の1年前に形式上は総合研究大学院大学内に、実質的には文部省高等教育局の業務の延長のように「創設調査委員会」が設けられました。現在、当機構の評議員会長である飯島宗一先生がこの調査会でも会長で、その委員・専門委員には現在でも種々の形で機構に参加しておられる、井内慶次郎・田中健藏・戸田修三・藤田宏・示村悦二郎・田村茂・岡本包治・喜多村和之・山本恒夫・安原義仁という諸先生がおられました。また、やはり調査委員会におられた末松安晴・菅野卓雄・橋正道・高鳥正夫・潮木守一の各先生にも機構発足後しばらくの間は種々の仕事をお願いしてまいりました。さらにもっとも忙しい事務方では、創設調査委員会のお世話をした窪田敏志・宮城豊（故人）の両氏が機構の初代管理部長・総務課長として尽力されました。

私もこの創設調査委員の一人で、機構長と私の二人だけが、さまざまな事情で、機構の専任となって今日に至ったわけです。5年余の業務は大筋においてこの創設調査委員会報告に沿って展開されてきました。そこに關係されていたかくも多くの先生方に、機構発足後現在まで評議員・運営委員などとして見守っていただけたわけで、この点は専任として大変心強いものがありました。

第二は、そうはいっても創設前にすべての青写真が描かれていたわけではなく、さまざまな面で細かいことを決めたり、また見切り発車で、試行錯誤を重ねたような面も随分ありました。それらの面については、もちろん上記の先生方のお力添

えもありましたが、多くは機構発足後に審査会委員・専門委員として参加された先生方のお力が大きいわけです。機構が扱う対象はほぼすべての学問分野というか専門分野にわたっております。したがって私のような専任の職責は、専門の先生方のアイデアを制度めいたものにするということと、異なる分野の間の不均衡をどう調整していくか程度のことです。その点で、未熟な面が多く、失礼なお願いをしたことも少なくなかったのですが、嫌な顔もされずにご協力いただけたわけで、本当に感謝に耐えられません。また事務局も僅かな増員はあったものの、次々と新規のしかも大量の業務に追われ、見守るのが気の毒な状況になったことも、生涯忘れられないことです。

この5年間に、学位規則第6条1項関係では約2,000人の学位授与者を出しましたが、今後も増加するものと思います。また、大学院・大学や短大・高専教育全般の動向の今後の変化が学位授与機構の役割に影響を及ぼして来ることでもあります。6条2項関係でも、水産大学校や防衛大学校の社会科学部門に修士課程ができるなど、当初は予想していなかった業務が加わり、ここにも今後の流動要素がありましよう。それらに対応する先生方の、一層のご努力をお願いしたいという、僭越な態度で申し訳ないのですが、どうも結びはそんな言葉になってしまいます。

ありがとうございました。

平成9年3月31日

くろは・りょういち 昭和3年生

日本経済新聞社東京本社編集委員・論説委員、筑波大学教授、平成4年4月から学位授与機構教授、平成9年3月退職。学位授与機構名誉教授。

専門：教育政策

◆学位授与機構の構想についての提言⑩

○学位授与機構の構想の概要について

－抜粋－(2-2)

平成3年2月
学位授与機関創設調査委員会

3 業 務

学位授与機構（以下「機構」という。）は、当面、以下の業務を行う。

(1) 短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与

短期大学・高等専門学校の卒業者や大学に一定期間在学した者等で、大学の科目登録制・コース登録制及び本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科において所定の単位を修得し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対し、学士の学位を授与する。

なお、高等専門学校の専攻科については、平成3年2月8日の大学審議会の「高等専門学校教育の改善について」の答申において、その制度化が提言されているものであり、そのような制度改正が行われることを前提としている。

① 学士の学位の授与要件

ア 学士の学位は、次の各号の一に該当する者で、大学の科目登録制・コース登録制及び本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科において本機構の定めるところにより所定の単位を修得し、かつ本機構の行う学士の学位の授与の審査に合格した者に対して、授与する。

- 1) 短期大学卒業者
- 2) 高等専門学校卒業者
- 3) 大学に2年以上在学し62単位以上修得した者など上記に準ずる者

イ 上記アの本機構の定めるところにより修得すべき単位数については、大学審議会で提言されている大学設置基準の大綱化の実施状況及び授与する学士の専攻分野に即して、さらに具体の検討を行うこととするが、基本的には、下記の方針により取り扱う。

なお、下記②の修得すべきそれぞれの単位数のうち、本機構が定める一定単位数以上は、大学において修得することを要することとする。

[2年制短期大学・高等専門学校卒業者等の場合]

- ① 2年制短期大学・高等専門学校卒業者等が大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において修得すべき単位数は、62単位以上とする。
- ② 取得する学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科における修得単位と、短期大学・高等専門学校等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。

③ 修得すべき単位数は、2年以上にわたって修得することとする。

[3年制短期大学卒業者等の場合]

- ① 3年制短期大学卒業者（93単位以上修得することを卒業の要件とするものに限る）等が大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科において修得すべき単位数は、31単位以上とする。
- ② 取得すべき学士の専攻分野に係る修得すべき単位数は、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学の専攻科における修得単位と、短期大学等における既修得単位を合わせて62単位以上とする。
- ③ 修得すべき単位数は、1年以上にわたって修得することとする。

② 学士の学位の授与の審査

ア 上記①の学士の学位の授与を行うに当たっては、学士の学位の授与の申請があった者について、修得単位及びその履修の内容が当該学士の学位の授与に相当するか否か及び当該申請者が大学修了者と同等の水準の学力を有するか否かを審査する。

この場合、学習の達成度を確認するための適切な方法（例えば、試験、レポートの審査等）については、授与する学士の専攻分野等に応じ、引き続き検討する。

イ 学士の学位の授与の審査は、本機構に置かれる審査会及び専門委員会が行う。

ウ 専門委員会は、学士の学位の授与の申請があった者につき、修得単位、履修内容及び学習達成度を審査し、その結果を審査会に報告する。

エ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて

学士の学位の授与の可否を審査し、その結果を本機構の長（以下「機構長」という。）に報告する。

オ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、学士の学位を授与する。

③ 短期大学・高等専門学校の専攻科の認定

ア 上記①のアの本機構の定める一定の要件を満たす短期大学・高等専門学校の専攻科は、本機構において、教育課程、教員組織、施設整備等が充実しており、大学教育に相当する水準の教育を実施しているとあらかじめ認定する専攻科とする。

イ 本機構は、短期大学又は高等専門学校の長からの申し出に基づき、上記アの認定のための審査を行う。

ウ 専攻科の認定のための審査は、審査会及び専門委員会が行う。

エ 専門委員会は、本機構があらかじめ定める基準に準拠して、当該専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等について審査を行い、その結果を審査会に報告する。

オ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて専攻科の認定の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。

カ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、上記アの専攻科として認定する。

キ 認定した専攻科において、教育課程など本機構が定める一定の事項を変更するときには、改めて審査を行う。

ク 当該専攻科における教育研究の実施状況等について、一定期間ごとに審査を行うことがある。

④ その他

上記①アの1)～3)に掲げた者で学士の学位の取得を希望する者が、大学の科目登録制・コース登録制及び短期大学・高等専門学校の専攻科において単位を修得しようとする場合、本機構が単位修得状況を適切に把握し、円滑に学士の学位を授与し得るようするため、学士の学位の取得を希望する者があらかじめ本機構に申請し登録する仕組みを設けることが適当である。

(2) 大学以外の教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位の授与

大学以外の教育施設の課程で、本機構が大学・大学院と同等の水準にあると認める課程において、組織的・体系的な教育を受け、本機構

の定める要件を満たした者に対し、本機構は、これらの者の申請に基づき、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与する。

① 学位の授与の要件

ア 学士の学位は、本機構が大学の学部と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に学士の学位の授与の申請があった者に対して、審査の上、授与する。

イ 修士の学位は、本機構が大学院修士課程と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に修士の学位の授与の申請があった者で、本機構の行う修士論文の審査及び試験に合格した者に授与する。

ただし、本機構が適当と認める場合には、特定の課題についての研究（事例研究、制作等）の成果をもって修士論文に代えることができるものとする。

ウ 博士の学位は、本機構が大学院博士課程と同等の水準にあると認める課程を修了し、かつ、本機構に博士の学位の授与の申請があった者で、本機構の行う博士論文の審査及び試験に合格した者に授与する。

エ なお、修士、博士の学位の授与については、本機構が大学院と同等の水準にあると認める教育施設の課程において組織的・体系的な教育を受けた者だけを対象とすることとし、論文博士の授与は行わないこととする。

② 学位の授与の審査

ア 学位の授与の審査は、大学・大学院と同等の水準において行う。

イ 学士の学位の授与の審査は、審査会が行う。

ウ 審査会は、学士の学位の授与の申請があった者につき、当該教育施設の長の単位修得及び課程修了に係る証明を審査・確認し、その結果を機構長に報告する。

エ 修士、博士の学位の授与の審査は、審査会及び専門委員会が行う。

オ 専門委員会は、修士、博士の学位の授与の申請があった者につき、複数の専門委員による学位論文（修士の場合にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査及び試験を行い、その結果を審査会に報告する。

カ 審査会は、各専門委員会による学位論文の審査及び試験の結果の報告を受けて、修

- 士、博士の学位の授与の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。
- キ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、学位を授与する。
- ③ 大学・大学院と同等の水準にあると認める課程の要件
- 大学以外の教育施設の課程のうち、本機構がその修了者に学士、修士、博士の学位を授与する対象として扱うものは、次の各要件を満たすものとする。
- ア 当該課程が、専ら国の特定機関の職員を対象とする教育施設の課程など大学・大学院に相当する教育を組織的・体系的に行う課程で、学校教育法及び国家行政組織法体系上、大学・大学院の課程としては設置できないものであること。
- イ 当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等が、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係規定等に照らして、大学・大学院の課程と同等と認められるものであること。
- ウ 学校教育法体系において大学以外の学校の正規の課程として位置付けられているものではないこと。
- ④ 大学以外の教育施設の課程の審査
- ア 本機構は、教育施設の長からの申し出に基づき、当該教育施設の課程が、大学・大学院の課程と同等の水準にあると認められるか否かを審査する。
- イ 課程の審査は、審査会及び専門委員会が行う。
- ウ 専門委員会は、当該課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行い、その結果を審査会に報告する。
- エ 審査会は、各専門委員会の報告を受けて課程の認定の可否を審査し、その結果を機構長に報告する。
- オ 機構長は、審査会の審査結果の報告に基づき、当該課程が上記③の要件を満たすと認められる場合には、本機構の学位授与に関し大学・大学院の課程と同等の水準にある課程として認定する。
- カ 認定した課程において、教育課程、修了要件など本機構が定める一定の事項を変更するときには、改めて課程の審査を行う。
- キ 当該課程における教育研究の実施状況等について、一定期間ごとに審査を行う。

(3) 高等教育レベルの学習成果の評価の在り方に関する調査研究

ア 本機構が、学習の成果を評価し学位を授与するという業務を適切に行うとともに、今後の生涯学習体系のなかにおいて本機構に要請される役割を十分果たしていくためには、学習の成果の評価に関する調査研究を進めていくことが不可欠である。

イ とくに、広く大学以外での様々な学習の成果を大学の単位として認定し、また、それらを含めて大学レベルの学習の成果を累積することにより学士の学位を授与するいわゆる単位累積加算制度など、学習の成果を適切に評価するシステム、あるいは評価にかかわる基本的問題について、本機構が、具体的な調査研究を進めていくことが必要である。

ウ このような調査研究を行うため、本機構に調査研究部門を置き、その体制の整備を図るとともに、国公私立大学の教員等との共同研究を推進する。

エ また、この問題に関し、国際的な研究交流を進めることも重要である。

(4) 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供

ア 生涯学習社会の進展に伴い、大学等の生涯学習に果たす役割が増大し、高等教育へのアクセスの多様化、大学等での履修形態の柔軟化及び多彩な学習機会の提供が進みつつある。このような状況の下で、学習を志す者が、学習機会を適切に選択し、自主的に学習を行うためには、学習情報の豊富な提供が必要となっている。

イ このような要請に応えるため、本機構は、大学の科目登録制・コース登録制、短期大学・高等専門学校の専攻科をはじめとする高等教育段階の様々な学習機会とその内容、アクセスの方法等に関する情報を収集し、広く大学等の高等教育機関や学習者に、これらの情報を提供するとともに、これらの情報の提供を適切に行うためのシステムの開発や体制の整備を図る必要がある。

ウ その際、本機構に登録する学習者に対し、適切な情報を提供する方策についても、検討することとする。

エ また、これらの高等教育段階の学習機会に関する情報の提供にあたって、中央教育審議会の平成2年1月の答申「生涯学習の

基盤整備について」において提言されている「生涯学習推進センター」との連携についても検討する。

4 組織・運営

機構の趣旨・目的・業務にかんがみ、基本的に大学共同利用機関と同様の組織・運営とする。

(1) 組織

ア 本機構に機構長、審査研究部及び管理部を置く。

イ 審査研究部に審査部門及び調査研究部門を置き、所要の専任教員等を配置する。

ウ 審査部門においては、学位の授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定に関する審査業務を行う。

エ 調査研究部門においては、高等教育レベルの学習成果の評価の在り方等に関する調査研究を行う。

オ 管理部においては、庶務、会計その他の事務を処理する。

(2) 管理運営

ア 広く国公立大学関係者の参画を得て本機構を運営するため、本機構に評議員会及び運営委員会を置く。

イ 評議員会は、本機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、機構長に助言する。

評議員は、大学の学長その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

ウ 運営委員会は、本機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じる。

運営委員は、本機構の専任教員並びに大学の学長及び教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長の推薦を受けて、文部大臣が任命する。

(3) 審査組織

ア 学位の授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定に係る審査を行うため、本機構に審査会を置き、審査会に専門委員会を置く。

イ 専門委員会は、学位の授与の申請者に係る修得単位等の審査・学力の判定・学位論文の審査及び試験、短期大学・高等専門学校の専攻科及び大学以外の教育施設の課程

の教育課程・教員組織等の専門的事項の審査を行なう。

専門委員会は、専門分野、審査対象に応じて、それぞれの業務に必要な専門委員で組織する。

ウ 審査会は、各専門委員会の審査結果に関する報告を受けて、学位の授与、短期大学・高等専門学校の専攻科の認定及び大学以外の教育施設の課程の認定の可否の審査を行う。

エ 審査会の委員及び各専門委員会の専門委員は、本機構の専任教員及び国公私立大学の教員その他の学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

学位授与機構教職員

機 構 長	田 中 郁 三		
審 査 研 究 部			
審 査 研 究 部 長 ・ 教 授	齋 藤 安 俊	客 員 教 授	井 上 祥 平
教 授	及 川 洪	客 員 教 授	山 崎 美 貴 子
教 授	兼 松 顯		
教 助 手	館 昭 枝		
森 利 枝			
管 理 部			
管 理 部 長	鈴 木 洪 一	学 務 課 長	後 藤 宏 平
総 務 課 長	徳 永 富 士 夫	課 長 補 佐	伊 藤 亘
課 長 補 佐	野 本 准 一	学 務 第 一 係 長	須 田 和 昭
庶 務 係 長	高 瀬 正 明		久 保 田 隆
	内 藤 聡		山 本 作 子
	古 澤 祥 子	学 務 第 二 係 長	大 西 真 一
	松 本 伸 子		原 和 敬
	櫻 井 俊 子		木 本 貴 子
企 画 係 長	熊 木 洋	認 定 審 査 係 長	高 柳 圭 悟
会 計 係 長	山 口 達 也		樋 口 壮 央
	須 永 幸 男	学 習 支 援 係 長	坂 本 行 隆
	大 久 保 一 博		小 山 田 享 史
	白 石 睦 子		

編 集 後 記

- ◇ 平成9年度最初の機構ニュースをお届けいたします。
- ◇ 本号では、前号（第9号、平成8年11月発行）以降の学位の申請・授与及び課程の認定状況について掲載しています。（平成8年度10月期の短大・高専卒業者等への学士の学位授与状況については、次号に掲載の予定です。）
- ◇ 昨年7月に機構が創設5周年を迎えたことを期に、機構のこれまでの歩みをまとめて記録とする話が持ち上がり、小冊子が刊行されました。その写真が表紙を飾っています。
- ◇ 年度初めの人事異動については、“機構の窓”でお示ししてあります。かなりの人数の人々を送り、また多くの新しい人々を迎えたのは例年のとおりですが、今回初めて教官の中から機構を去られる方が出ました。そのうちの1人黒羽先生に、退官の辞をご執筆いただいています。
- ◇ シリーズ「学位授与機構の構想についての提言」は、本号をもって終了です。
- ◇ 今年の桜は早咲きで、また雨の多い春になっています。今も、窓外の山桜が春雷で震えています。（A.T.）

— 平成9年度 学位授与機構審査スケジュール —

区分	学士の学位授与（6条1項関係）	専攻科認定関係	各省庁大学校関係
4月	4月期申請受付（4/7まで）	認定済専攻科から状況報告書の提出（学年度開始2か月以内）	修士相当課程修了者から申請受付（課程修了後1か月以内）
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 審 査 会 （5月中旬） </div>		
6月	○専門委員会（～6月上旬） 修得単位の審査 審査担当委員の決定等 試験実施（6/22日）		○専門委員会（～7月中旬） 審査担当委員の決定等 口頭試問の実施
7月	○専門委員会（～7月中旬） 学修成果・試験の審査 総合判定		○専門委員会（～8月上旬） 可否の判定
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 審 査 会 （8月下旬） </div>		
	学士の学位授与（8月下旬）		修士の学位授与
9月		専攻科の認定申出（9/30まで）	博士相当課程修了者から申請受付（課程修了後1か月以内）
10月	10月期申請受付（10/7まで）		
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 審 査 会 （11月中旬） </div>		
12月	○専門委員会（～12月上旬） 修得単位の審査 審査担当委員の決定等 面接試験実施（12/14日） 小論文試験実施（12/21日）	○専門委員会（～1月下旬） 教育課程、教員組織等審査	○専門委員会（～12月下旬） 審査担当委員の決定等 口頭試問の実施
1月	○専門委員会（～1月下旬） 学修成果・試験の審査 総合判定		○専門委員会（1月中旬） 可否の判定 博士の学位授与
2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 審 査 会 （2月上旬） </div>		
	学士の学位授与（～3月下旬）		
3月			学部相当課程修了者から申請受付
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 審 査 会 （3月中旬） </div>		
			学士の学位授与

編 集 学位授与機構広報委員会
 ☎226 神奈川県横浜市緑区
 長津田町4259番地
 ☎ 045-922-6441
 F a x 045-923-0258
 印 刷 鮮明堂印刷株式会社
 ☎141 東京都品川区豊町1-7-3
 ☎ 03-3492-3641